

令和7年分年末調整についての注意点

令和7年分所得税について、「**基礎控除**」や「**給与所得控除**」に関する見直し、「**特定親族特別控除**」の創設が行われました。これらの改正は、原則として、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。このため、令和7年12月に行う年末調整など、令和7年12月以後の源泉徴収事務に変更が生じます。

<令和7年分の主な改正事項>

○基礎控除等の見直し

(1) 基礎控除の見直し

イ 次のとおり、合計所得金額に応じて、**基礎控除額が改正**されました。

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額（注3）)	基礎控除額		改正前
	改正後（※1）		
	令和7・8年分	令和9年分以後	
132万円以下 (200万3,999円以下)	95万円（注2）		48万円
132万円超 336万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)	88万円（注2）	58万円	
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)	68万円（注2）		
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 58万円 850万円以下)	63万円（注2）		
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	58万円		

(注) 1 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。

2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。

3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

□ 基礎控除額の改正に伴い、**令和8年分以後の「源泉徴収税額表」が改正**されました。

(2) 給与所得控除の見直し

イ **給与所得控除**について、55万円の最低保障額が**65万円に引き上げられ**ました。

【給与所得控除額(改正された範囲)】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30%＋8万円

(注) 給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

□ 給与所得控除の改正に伴い、**令和7年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」**及び**令和8年分以後の「源泉徴収税額表」**が改正されました。

(3) 特定親族特別控除の創設

イ 所得者が特定親族を有する場合には、その所得者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。

【特定親族】

特定親族とは・・・所得者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で合計所得金額が58万円超123万円以下(注)の人をいいます。

なお、親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含みます。

(注) 収入が給与だけの場合には、その年中の収入金額が123万円超188万円以下であれば、合計所得金額が58万円超 123万円以下となります。

なお、親族の合計所得金額が58万円以下の場合、特定親族特別控除の対象とはなりません、扶養控除の対象となります（年齢19歳以上23歳未満の親族は特定扶養親族に該当し、扶養控除額は63万円です。）。

なお、年末調整において特定親族特別控除の適用を受けようとする人は、給与の支払者に「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

【特定親族特別控除額】

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額(注))	特定親族特別控除額
58万円超 85万円以下 (123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超 90万円以下 (150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超 95万円以下 (155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)	21万円
115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)	11万円
115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超 123万円以下 (185万円超 188万円以下)	3万円

- 控除対象扶養親族と、合計所得金額が100万円以下である特定親族は「源泉控除対象親族」とされました。

給与の支払を受ける人は、令和8年1月以後に支払を受けるべき給与について提出する「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」及び「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」に「源泉控除対象親族」を記載することとなり、給与の支払者は、記載された「源泉控除対象親族」等を基に扶養親族等の数を算定することとなりました。

(4) 扶養親族等の所得要件の改正

上記(1)イの基礎控除の改正に伴い、次の表のとおり、扶養控除等の対象となる**扶養親族等の所得要件（注1）が改正**されました。

また、上記(2)イの給与所得控除の改正に伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が**65万円**（改正前：55万円）に引き上げられました。

【所得要件】

扶養親族等の区分	所得要件（注1） (収入が給与だけの場合の収入金額(注2))	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	85万円以下 (150万円以下)	75万円以下 (130万円以下)

(注) 1 合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。

2 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

○年末残高調書を用いた方式（調書方式）による住宅借入金等特別控除

令和7年分の年末調整からは、調書方式（注1）による住宅借入金等特別控除の適用を受ける人（注2）がいます。

(注) 1 調書方式とは、金融機関等が税務署に提供した情報に基づき、国税当局から所得者本人に住宅借入金等の「年末残高情報」を提供する方式をいいます。

2 調書方式による住宅借入金等特別控除の適用を受ける人は、調書方式に対応した金融機関等に対して「住宅ローン控除の適用申請書」を提出した人となります。

【調書方式の場合の留意事項】

- ・ 所得者本人が給与の支払者に提出する「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書兼年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」(控除証明書等)に、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の添付が不要となります。

- ・ 控除証明書等は、原則、「住宅借入金等の年末残高」や「住宅借入金等特別控除額(見込額)」を記録し、又は記載した上で、税務署から所得者本人に交付されます(控除証明書等の交付時期は、電子交付の場合は毎年11月中旬頃、書面交付の場合は入居2年目の11月下旬頃となります。)

※ 詳細につきましては、国税庁ホームページの「住宅ローン控除の適用に係る手続(年末残高調書を用いた方式)」について(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/jutaku/index.htm>)をご確認ください。

＜年末調整の時期＞

年末調整は原則としてその年の最後に支給する給与等で行います。

通常は12月の給与か冬の賞与のいずれか遅い方になります。

なお、給与所得の収入金額の収入すべき時期は、契約又は慣習により支給日が定められている給与についてはその支給日、支給日が定められていない給与についてはその支給を受けた日となります。

したがって、年末調整の対象となる給与等は、本年1月1日から12月31までの間に支給日が到来する給与等となります。

次のような場合には、それぞれの時期に年末調整をすることになります。

- ① 年の途中で死亡退職した人・・・(死亡)退職の時
- ② 著しい心身の障害のため退職した人で、本年中に再就職ができないと見込まれる人・・・退職の時
- ③ 年の途中で非居住者となった人・・・非居住者となった時
- ④ 12月に支給されるべき給与等の支払を受けた後に退職した人・・・退職の時
- ⑤ パートタイマーが退職した場合で、本年中に支払を受ける給与の総額が12万円以下で、本年中に他の勤務先から給与の支払を受ける見込みのない人・・・退職の時

＜年末調整の対象者＞

年末調整の対象者は、年の最後に給与等の支払を受ける際に「扶養控除等申告書」を提出している人で、本年の給与等の総額が2,000万円以下の人です。

なお、各社員は、その年の最初に給与等の支払を受ける日の前日までに、扶養控除等申告書に扶養親族等の状況を記載し、給与の支払者に提出しなければなりません。

ただし、同時に2カ所以上から給与の支払を受ける場合には、一カ所(主たる給与の支払者)にしか提出できません。

次のような人は年末調整の対象になりません。

- ① 扶養控除等申告書を提出している人であっても、本年中に支払うことが確定した給与の総額が2,000万円を超える人
- ② 災害により被害を受けて、災害減免法の適用を受けた人
- ③ 扶養控除等申告書を提出していない人(乙欄適用者)
- ④ 年の途中で退職した人(死亡退職・著しい心身障害のため退職した人で、本年中に再就職ができないと見込まれる人などを除く)
- ⑤ 非居住者

(注意事項)

通勤手当に係る非課税限度額の改正が行われる場合には、年末調整での対応が必要となることがあります。
年末調整の前には、国税庁ホームページで最新情報を必ず確認してください。